

国官総第241号  
令和2年3月6日

本省局長等 殿  
地方局長等 殿

大臣官房長  
(公印省略)

東日本大震災発災九年となる3月11日における弔意表明について

標記について、別添のとおり内閣官房長官より通知がありましたので、その趣旨の徹底を図り、貴所属職員及び関係機関・団体等に対し周知願います。

併せて、一定時刻（午後2時46分）に黙とうを捧げるように、貴所属職員及び関係機関・団体等に対し周知願います。

なお、弔旗掲揚に際しては、別添通知の記載事項に留意の上、対応願います。